

議案第24号

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年3月11日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 知久 孝之

(提案説明)

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例改正により子育て部分休暇が導入されることに伴い、規定整備が必要であるため、本案を提出する。

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第10号中「修学部分休業」の次に「（以下「修学部分休業」という。）」を加え、同項第11号中「高齢者部分休業」の次に「（以下「高齢者部分休業」という。）」を加え、同条第5項中「法第26条の2第1項に規定する」及び「法第26条の3第1項に規定する」を削り、「若しくは」を「、」に改め、「介護時間」という。）の次に「若しくは勤務時間条例第18条の3に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）」を加え、同条第7項中「介護時間又は」を「介護時間、子育て部分休暇又は」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則 平成12年 3 月31日世教委規則第18号 (欠勤等日数) 第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間(第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。)ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間(以下「1日の正規の勤務時間」という。)について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日(第10号及び第11号に掲げる期間にあっては3分の2日とし、第15号に掲げる期間にあっては2日とする。)として換算した日数(1日(第10号及び第11号に掲げる期間にあっては、3分の2日)未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てた日数)を合計した日数とする。 (1)～(9) 略 (10) 法第26条の2第1項に規定する修学部分休業(以下「<u>修学部分休業</u>」という。)をしている職員として在職した期間 (11) 法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業(以下「<u>高齢者部分休業</u>」という。)をしている職員として在職した期間 (12)～(18) 略 2～4 略 5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、修学部分休業により勤務しない時間、高齢者部分休業により勤務しない時間、職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間(減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間(団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。))に係るものに限	○幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則 平成12年 3 月31日世教委規則第18号 (欠勤等日数) 第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間(第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。)ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間(以下「1日の正規の勤務時間」という。)について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日(第10号及び第11号に掲げる期間にあっては3分の2日とし、第15号に掲げる期間にあっては2日とする。)として換算した日数(1日(第10号及び第11号に掲げる期間にあっては、3分の2日)未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てた日数)を合計した日数とする。 (1)～(9) 略 (10) 法第26条の2第1項に規定する修学部分休業をしている職員として在職した期間 (11) 法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業をしている職員として在職した期間 (12)～(18) 略 2～4 略 5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、<u>法第26条の2第1項に規定する</u>修学部分休業により勤務しない時間、<u>法第26条の3第1項に規定する</u>高齢者部分休業により勤務しない時間、職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間(減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間(団

改正後	改正前
る。）、病気休暇、介護休暇、勤務時間条例第18条の2に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）<u>若しくは勤務時間条例第18条の3に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）</u>により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。	体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。）に係るものに限る。）、病気休暇、介護休暇<u>若しくは勤務時間条例第18条の2に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）</u>により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。
6 略 7 第5項の規定は、<u>介護時間、子育て部分休暇又は</u>部分休業により勤務しない時間については、それぞれ7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護時間により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、定年前三任用短時間勤務職員として在職した期間において<u>介護時間、子育て部分休暇又は</u>部分休業により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を定年前三任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。 <u>附則</u> <u>この規則は、令和7年4月1日から施行する。</u>	6 略 7 第5項の規定は、<u>介護時間又は</u>部分休業により勤務しない時間については、それぞれ7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護時間により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、定年前三任用短時間勤務職員として在職した期間において<u>介護時間又は</u>部分休業により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を定年前三任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。

6 特人委給第 649 号
令和 7 年 3 月 4 日

世田谷区教育委員会 様

特別区人事委員会
委員長 松原 忠義
(公印省略)

人事・給与制度改革に係る関係規程の整備について（回答）

令和 7 年 3 月 3 日付 6 世教職第 1073 号により承認申請のあった規則案について、承認します。